ID:　88

担当部署:　企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	退去命令等
例　規　名 **根 拠 条 項**	芦屋市立美術博物館条例　第8条(第12条の2第3項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成2年条例第22号

【根拠条文】

(入館の制限)

第8条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、美術博物館への入館を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

(1)　他人に迷惑をかけ、又は美術博物館の施設、設備、美術博物館資料を汚損し、損傷し、若しくは滅失するおそれがあると認められる者

(2)　美術博物館の管理上必要な指示に従わない者

(管理の代行等)

第12条の2　市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせることができる。

2　前項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1)　美術博物館の利用の許可に関する業務

(2)　美術博物館の運営に関する業務

(3)　美術博物館の施設、設備等の維持管理に関する業務

(4)　前3号に掲げるもののほか、美術博物館の運営又は維持管理上市長が特に必要と認める業務

3　第1項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせる場合の第4条の2第3項、第6条から第8条まで及び第10条第2項の規定の適用については、第4条の2第3項及び第10条第2項中「市長は、特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条から第8条まで中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日